

愛知県と連携し、市内企業の新たな設備投資を支援します

愛知県と連携（産業空洞化対策減税基金に基づく補助事業に対応）し、長年にわたり、地域を支える市内企業の再投資や高度先端分野の立地に対し、奨励金を交付します。

再投資促進奨励金

長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、市内における再投資を支援します。中小企業に対するきめ細かい支援として、豊橋市独自の要件を設け、小規模の投資についても幅広く対象としています。

補助対象	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設等を行う企業 (※大企業の場合は、豊橋リサーチパーク・企業庁用地・工業地域・工業専用地域での新增設に限る)	
対象分野	(1) 次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット関連等 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種 〔※裏面参照〕	
交付要件	投資規模要件	大企業：25億円以上 (※新增設部分に限る) 中小企業：1億円以上 又は 5千万円以上 (*)
	雇用要件	支援期間中において、以下の常用雇用者を維持すること 大企業：100人以上 中小企業：25人以上 又は 20人以上 (*) <small>常用雇用者（以下同じ） …社会保険と雇用保険に加入している 正社員・パートタイマー・契約社員 （令和2年度から運用開始）</small>
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用 (新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む) (※中古品除く)	
補助率	10%以内 (うち県負担5%以内) 又は 5%以内 (*)	
限度額	3億円 (うち県負担1.5億円) 又は 500万円 (*)	
受付時期	工事着工の30日前までに、指定申請が必要。 * 豊橋市独自要件適用時	

中小企業21世紀高度先端産業立地奨励金

本市経済に大きな技術波及・雇用創出効果をもたらす、中小企業の高度先端産業分野における設備投資を支援します。

補助対象	高度先端技術に係る工場の新增設等を行う中小企業 (※補助対象者が大企業、補助対象が研究所、300億円を超える大規模投資の場合は県が直接補助)	
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、 ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等	
交付要件	投資規模要件：2億円以上 雇用要件：新規常用雇用者5人以上 <small>〔愛知県知事の定める指針に基づき、生産性向上計画により省人化される人数が見込まれると認められる場合は2人以上〕</small>	
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用 (新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む) (※中古品除く)	
補助率	10%以内 (うち県負担5%以内) ※既設の工場内の設備を一新等する場合は5%以内 (うち県負担2.5%以内)	
限度額	10億円 (うち県負担5億円)	
受付時期	工事着工の30日前までに、指定申請が必要。	

★注意事項〔共通〕

- 事業について審査会で審査しますので、申請を受けても採択を保障するものではありません。
- 操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合、5年以内に操業を廃止等した場合、無断で取得財産を処分等した場合は、奨励金を返還していただく場合があります。
- 愛知県もしくは本市が交付する他の補助金と重複する場合、交付額について調整いたします。

★注意事項〔再投資促進奨励金〕

- 再投資促進奨励金は、企業の市外への流出防止を目的としているため、単に一部の設備の更新・導入は対象となりません。
- 補助対象経費が償却資産のみの場合は、建物（複数階ある場合は各階）に新たに設置される機械設備の数又は設置面積が、当該建物の機械設備の過半を占める場合を対象とします。
- 最初の稼動があった装置から、1年以上を置いて発注されるものは、原則、一連の投資と認められず補助対象とはなりません。
- 事務用備品など、直接製造に寄与しないものは補助対象とはなりません。
- 申請と異なる目的の装置を導入した場合は、補助対象として認められません。
- リースによる取得や別主体による取得は補助対象となりません。

★注意事項〔中小企業21世紀高度先端産業立地奨励金〕

- 生産性向上に対する要件緩和を受けるためには、省人化される人数を算出するための生産性向上計画（様式有）を提出する必要があります。

◆愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種（東三河地域）〔H30.4.1〕

輸送機械 関連産業	11 繊維工業、16 化学工業、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼業、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、31 輸送機械、3231 時計・同部分品
繊維 関連産業	11 繊維工業、16 化学工業、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械 (※H30年度から業種に加わりました。)
機械・金属 関連産業	11 繊維工業、16 化学工業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品・デバイス、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、3231 時計・同部分品
健康長寿 関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維工業、16 化学工業、27 業務用機械、28 電子部品・デバイス、29 電気機械、30 情報通信機械、3231 時計・同部分品、3297 眼鏡、711 自然科学研究所
新エネルギー 関連産業	16 化学工業、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品・デバイス、29 電気機械、30 情報通信機械
農商工連携 関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維工業、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学工業、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品・デバイス、29 電気機械、30 情報通信機械、3231 時計・同部分品、3297 眼鏡、

※補助対象設備で、製造する製品の過半数以上が対象分野に該当する必要があります。

※健康長寿関連分野の申請にあたっては、製品の効果が、健康長寿に貢献することを、客観的な科学的データで証明する必要があります。

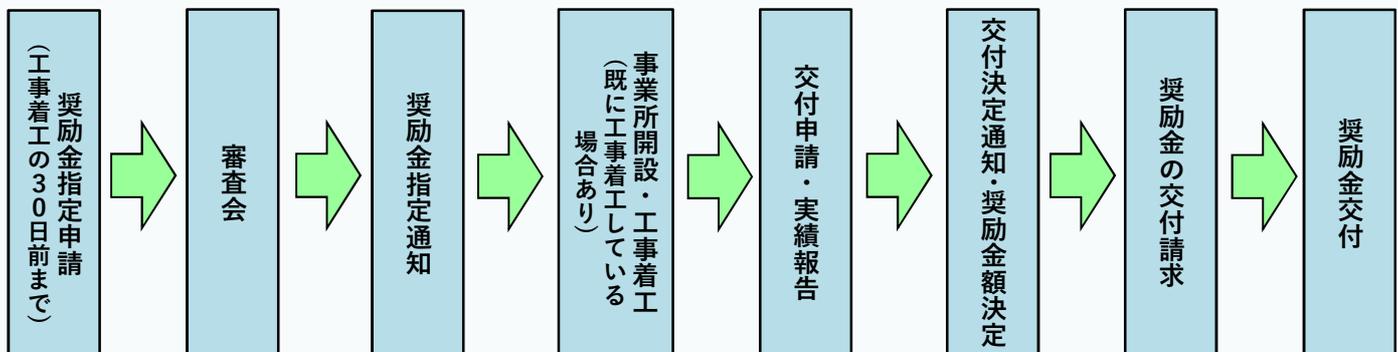
※農商工関連分野の申請にあたっては、国の農商工連携計画の認定を受けているか、又は、下記の①と②の双方を満たす計画であることが必要です。

① 農林漁業者と申請者が有機的に連携していること。

(産地ブランド化や付加価値の高い農産品等を特別に生産・供給するなど両者に相乗効果があるもの。通常の仕入・取引はこの要件を満たさない。)

② 両者にとって、これまで開発・生産したことのない新商品を開発すること。

◆申請手続きの流れ



〔問合せ先〕

豊橋市 産業部産業政策課 企業誘致グループ 電話 0532-51-2640

(住所) 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

(FAX) 0532-55-9090 (E-mail) sangyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

(令和2年4月作成)